

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 に基づく基本計画の作成について

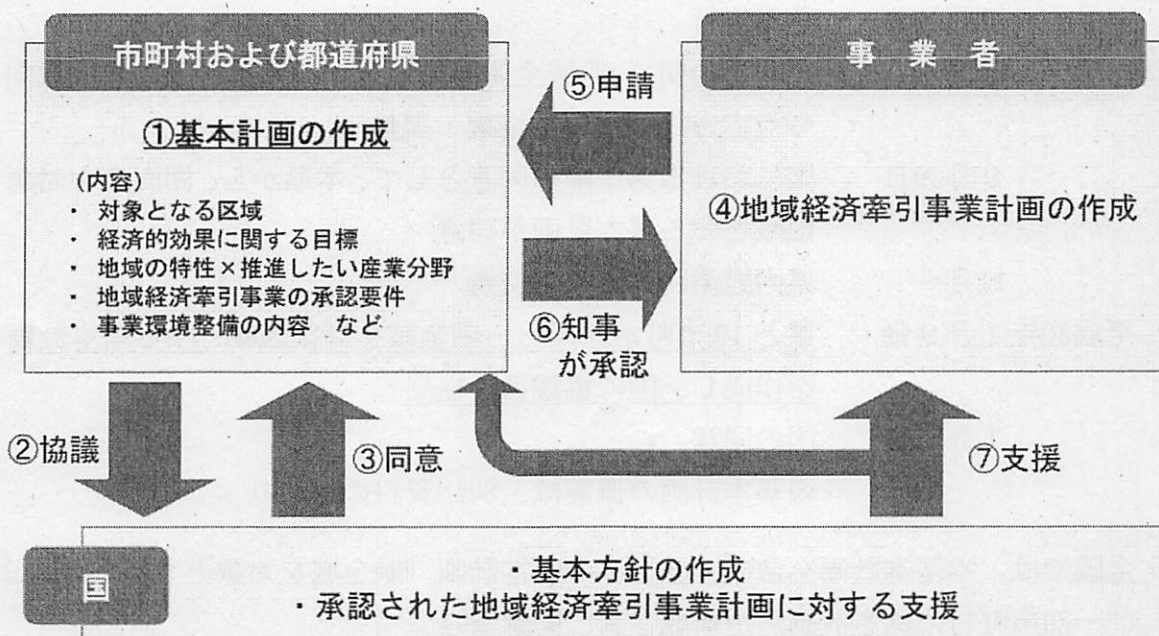
1. 法の概要

(目的等)

- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(「地域未来投資促進法」)は、地域が有する資源や特色、強みを最大限に活用して高い付加価値を創出する事業(「地域経済牽引事業」)の生み出す経済的波及効果に着目
- ・ 地域経済牽引事業の促進に向け、あらゆる政策資源を集中投入することにより、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現することを目的に、「企業立地促進法」の一部改正法として、昨年7月31日に施行

(仕組み)

- ・ 国の基本方針(平成29年8月10日策定)に基づき、①市町村および都道府県が共同して基本計画を作成し、②国と協議 ⇒ ③国が同意
- ・ 同意された基本計画に基づき、④事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、⑤都道府県知事に申請 ⇒ ⑥知事が承認
- ・ ⑦承認された地域経済牽引事業計画に基づく事業者の取組を、国が、地方公共団体とともに支援



(国の主な支援措置)

【事業者に対する支援措置】

- ・ 先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置として、税額控除や特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税等の負担を軽減

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置等	40%	4%
建物・附帯設備・構築物	20%	2%

※対象:総投資額2,000万円以上となる事業であること等の要件あり

- ・ 新技術の研究開発等への補助 など

【規制の特例措置等】

- ・ 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- ・ 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設 など

【地方公共団体に対する支援措置】

- ・ 地方創生推進交付金の活用による重点的支援
- ・ 固定資産税等を減免した地方公共団体に対する減収補てん など

※財政力指数要件あり

2. これまでの経過

- ・ 平成29年4月26日 市町担当者説明会 開催
- ・ 7月31日 法律施行
- ・ 9月～ 市町との間で、県域全体を対象とする基本計画の作成意向や対応方針について協議・調整
- ・ 9月29日 国における第1陣の同意として、本県から、湖南省を対象区域とする基本計画が同意
- ・ 11月～ 県内経済団体と意見交換
- ・ 平成30年1月9日 県と19市町が共同し、県全域を対象区域とする基本計画を作成し、国に協議書を提出
- ・ 1月24日 国の同意

※基本計画の概要は、別添資料のとおり

※ 全国では、本基本計画を含め、計145の基本計画(県全域を対象とする計画および一部市町村に係る計画)が作成され、同意済み。

基本計画の概要

1. 対象となる区域（促進区域）

県全域

2. 推進したい産業分野（地域特性とその活用戦略）

- 滋賀県のはん用機械や電子部品・デバイス・電子回路等の加工組立型業種、窯業土石や化学工業等の部材・素材関連業種および食料品製造等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- 滋賀県の医療・健康関連等の産業集積を活かした医療・ヘルスケア分野
- 滋賀県の企業、大学、研究機関が保有する水環境ビジネス、電池関連等の技術を活かした環境・エネルギー分野
- 滋賀県の情報人材を活かした第4次産業革命関連分野
- 琵琶湖を中心とする滋賀の自然や歴史遺産・文化資産等の有形・無形の観光資源を活かした観光・スポーツ分野

3. 経済的効果に関する目標

地域経済牽引事業による付加価値創出額 3,262百万円

[設定の説明]

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{計画期間における地域} \\ \text{経済牽引事業の承認} \\ \text{件数：50件} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{事業1件あたりの付加価値} \\ \text{創出額：5,277万円} \\ \text{※本県における1事業所あた} \\ \text{りの平均付加価値額/平成} \\ \text{24年経済センサス活動調査} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{波及効果：1.236倍} \\ \text{※平成23年産業連関表に} \\ \text{基づく全産業平均波及} \\ \text{効果倍率} \\ \hline \end{array}$$

4. 地域経済牽引事業の承認要件

○ 地域特性の活用

上記2に掲げる産業分野に該当し、地域の特性とその活用戦略に沿った事業であること

○ 高い付加価値の創出

計画期間を通じた事業の実施により、付加価値額の増加が5,277万円（本県における1事業所あたりの平均付加価値額）を上回る事業であること

○ 地域の事業者に対する相当の経済的効果

計画期間を通じた事業の実施により、県内において、以下のいずれかの効果が見込まれる事業であること

- ① 県内の事業者の売上額が、開始年度比で5%以上増加すること
- ② 県内の事業所間での取引額が、開始年度比で5%以上増加すること
- ③ 県内の事業者の雇用者数が、開始年度比で2人以上増加すること
- ④ 県内の事業者の雇用者給与等支給額が、開始年度比で3%以上増加すること

5. 必要な事業環境の整備

県および各市町において、事業者からの相談や提案に対するワンストップ窓口を設け、事業者のニーズを踏まえ、ソフト・ハード両面から、地域経済牽引事業を効果的に促進するための環境整備を図る。

6. 計画期間

同意の日から、平成34年度末まで（5か年）